



秋田市雄和市民サービスセンター「ユービス」

施設の使用について

〔指定管理者〕 雄和市民協議会

○お問合せ先 雄和市民協議会 電話 018-881-3777

1、開館時間および休館日

午前9時から午後9時(閉館) ※休館日：12月29日から翌年1月3日まで

2、使用料 (※令和6年4月以降の料金になります。)

- ・ 部屋の使用料は、営利目的の活動内容にあたらぬ内容の場合は、無料です。
- ・ 営利目的にあたる活動内容の場合は、有料となります。(※営利に結びつく活動などを含む)
ただし、次の設備は営利・非営利にかかわらず有料となります。

※使用は準備・片付けの時間を含む貸し室の利用時間すべてが対象になります。

| 施設名 | | 使用料金 (1時間単位) |
|-----|---------|-----------------|
| 1階 | 洋室1 | 250円 |
| | 調理室 | 480円 |
| 2階 | 洋室2・洋室3 | 480円 |
| | 洋室4 | 980円 |
| | 洋室5・洋室6 | 480円 |
| | 洋室7 | 250円 |
| | 和室1・和室2 | 480円 |
| | 和室3 | 250円 |
| | 地域文化ホール | 1850円 |

◇付属設備について

- ・ 次の設備を利用する際は、営利内容・非営利内容を問わず設備使用料が必要となります。

| 付属設備名 | 使用料金 (1時間単位) |
|------------|-----------------|
| 調理器具(調理室) | 150円 |
| 舞台照明(ホール) | 100円 |
| 移動観覧席(ホール) | 100円 |

※設備を使用する場合は、前もってご予約の時に申込みください。

3、使用上の注意

- 施設の使用には、使用前に受付窓口で「使用許可申請書」を記入し、使用後は「施設利用報告書」を受付窓口へ提出してください。
- 施設の使用終了後は、施設および付属設備等を現状に回復し、施設使用窓口に連絡してください。
- 施設の終了にあたっては清掃を行い、ゴミ等はお持ち帰りください。
- 使用時間には、準備・片付けの時間を含みますので、次の使用者に迷惑がかからないように、十分留意してください。
- 重量物や金属物など床や壁にキズをつけやすいものは、丁寧に気をつけて運搬してください。
- 長テーブルを使用するときは、足のロックを外して移動させてください。※キズがつくため
- ユービス館内およびユービス敷地内は全面禁煙です。
- 利用可能なもの以外の使用内容は、利用を控えていただいております。

4、非常時について

- 非常口および避難経路をご確認ください。
- 出入口、非常口、消火設備の付近に物品を置かないでください。

6、職員の立ち入り

- 管理の都合上、施設使用中に市民サービスセンター職員等が立ち入る場合があります。

7、その他の使用上の注意

- 火災・爆発・その他危険が生じるおそれのある行為をしないこと。
- 騒音または大声を発する等、他の使用者・来所者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 施設等を汚損し、または損傷するおそれのある行為をしないこと。施設等を破損又は滅失したときは、直ちに受付窓口ご連絡してください。
- 許可を受けないで物品等の販売および広告・宣伝、募金その他これらに類する行為をしないでください。
- 許可を受けた施設以外へ立ち入らないでください。
- 許可なしで備え付けの物品を移動しないこと。
- その他、管理上支障となる行為をしないこと。
- 施設内の飲食は、他の使用者に迷惑のかからないようお願いします。
(※飲酒は他のご利用者へのご迷惑を考慮し、ご遠慮していただいております。)
- センターは午後9時閉館です。終了後はすみやかに退館してください。
- 駐車場はイベント等があった場合、大変混み合います。自家用車を利用する場合は乗り合いにご協力ください。
- 施設は災害時の緊急避難所となっており、避難勧告・避難指示が発令された場合は、一般のご利用は出来ない場合があります。

8、使用の制限

- 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとき、管理上支障があるとき、使用の許可条件に違反したときは、使用を制限又は停止します。
- 施設の設置目的から逸脱した使用（1人での専用、冠婚葬祭、宗教団体の布教・教化活動物販販売のみを目的とする使用、飲食が目的の会合など）、は許可しておりません。
飲酒は他のご利用者へのご迷惑を考慮し、ご遠慮していただいております。